

令和8年8月5日

宮城労働局長
松瀬 貴裕 殿

宮城地方最低賃金審議会
会長 熊谷 真宏

宮城県最低賃金の改正について（答申）

当審議会は、令和8年6月29日付け宮労発基 0629 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、下記のとおり
の結論に達したので答申する。

なお、次の事項について、政府に対し要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、賃上げ原資を確保するための生産性向上の支援について、多くの企業が各種助成金等を活用し賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援を一層強化すること。また、各種制度の利用促進に向けた制度の周知や利便性向上に努めること。
- 2 価格転嫁対策については、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させるため、独占禁止法の執行強化や、取適法・振興法の実効性向上に向けて粘り強く取り組むとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を図ること。
また、製品・サービスの価格設定にあたり、当然、労務費が含まれることを社会全体で理解・共有するため、最終消費者である国民に対し各種啓発を行うこと。
- 3 中小企業・小規模事業者にとって賃上げ原資の確保が大きな課題となっていることから、「税・社会保険料負担等の軽減」や「賃上げ促進税制の継続・拡充」等について早急に検討すること。

記

宮城県最低賃金について次のとおり改正すること。

1 適用する地域

宮城県の区域

- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,098円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和8年10月1日